

○枚方市都市計画審議会条例

平成12年3月24日

条例第4号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づく市町村都市計画審議会として、本市に、枚方市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 審議会は、法律によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市議会議員

(3) 市民

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ、当該議事に関する会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24

年枚方市条例第35号) 第5条第2項の規定の例による。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 枚方市都市計画審議会設置条例(昭和44年枚方市条例第20号)は、廃止する。

附 則〔令和4年6月16日条例第20号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。